

2011 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 187 号条約ダイレトリクエスト (抄)
(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)

職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約 2006 年 (第 187 号条約)
(日本批准: 2007 年)

条約の第 3 条(1) 1981 年職業上の安全及び健康に関する条約 (第 155 号) の第 4 条の原則に従って国内政策を策定することによって安全で健康的な労働環境を推進すること

政府には、職業安全衛生に関する 4 つの異なる国家政策の間に必要な一貫性が国内でどのようにして確立され、実施されているかに関して追加情報を提供することが要請される。

第 4 条(1) 職業安全衛生に関する国の制度の確立、維持、漸進的発展および定期的見直し
政府には、国の制度を漸進的に発展させ、定期的な見直しを行うために講じられた措置に関する追加情報を提供することが要請される。

第 4 条(2)(d) 経営者、労働者およびその代表の間の協力

政府には、人事院規則の第 14 条における職業安全衛生に関して公務員の意見を聞くためにとられた「必要な措置」に関するものを含めて、公務員と鉱山労働者に関する条約の規定に効力をもたせるためにとられた措置に関して追加情報を提供することが要請される。

第 4 条(3)(b) 情報と助言のサービス。

政府には、職業安全衛生に関して国家公務員と鉱山労働者に提供される情報と助言のサービスについての追加情報を提供することが要請される。

第 4 条(3)(f) 職業安全衛生データの収集と分析

政府には、公務員の労働災害と病気に関するデータを収集、分析するためのメカニズムと、鉱業における報告要件を大規模災害だけに限定する理由に関して追加情報を提供することが要請される。政府には、労働基準行政情報システムに関して追加情報を提供することも要請される。

第 4 条(3)(g) 労働災害と業務上の疾病に対する保険と社会保障制度

政府には、国内の労働災害および業務上の疾病に関するデータを収集するために、関係機関との間で行われる協力に関して追加情報を提供することが要請される。

第 4 条(3)(h) 零細企業、中小企業および非公式経済における職業安全衛生

政府には、参照されたプログラムおよびプロジェクトの及ぼす影響に関するものを含めて、

零細企業、中小企業における職業上の安全と健康の漸進的改善のための支援メカニズムに関して情報を提供することが要請される。

第5条(2)(d) 目的、目標と前進の指標

政府には、労働者一般、公務員、船員および鉱山労働者に関して参照された4種の国の職業安全衛生計画、およびこれらの点で着目される進展との関連で用いられている前進の指標に関して、追加情報を提供することが要請される。

報告書式のパートV 実際における適用

政府には、国内で条約が適用される態様についての一般的評価を提示し、報告書、調査および問い合わせ、統計データ等の抜粋を転送することが要請される。